

居宅介護支援センター 彩風の杜

1. 【 基 本 方 針 】

介護保険の法令に関する趣旨に従い、公平中立な立場から決定可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、自己決定ができるように援助し、高齢者の人権を尊重すると共に地域包括支援センターとの連携を密に行い、地域に根差した居宅介護支援事業所を目指す。

2. 【 基 本 姿 勢 】

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮する。
- (2) 事業所実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的に提供されるよう配慮する。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類及び又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏る事のないよう公平中立に行う。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

3. 【 事 業 サ ー ビ ス 内 容 】

- ①居宅介護支援、介護予防支援・介護予防マネジメント等、介護保険等の説明、重要事項等の説明、契約を行う。
- ②利用者の課題分析（アセスメント）を行う。
- ③居宅サービス計画を作成し、本人又は家族の同意を得て利用者、事業者に交付する。
- ④月1回の利用者の居宅を訪問し利用者に家族等にケアプランの実施状況を把握及び評価（モニタリング）を行い、利用者家族へ説明了解を得る。
- ⑤要介護→要支援、要支援→要介護等、更新認定時、区分変更認定時等やサービス内容の見直しの時期には、サービス担当者会議又は担当者に対する紹介等によりサービス計画書の変更の必要性について担当者から専門的な意見を求める。
- ⑥介護認定の申請手続きの依頼があれば代理申請する。
- ⑦入退院時に病院、施設と利用者に関する情報交換等を行い適切な援助を行う。
- ⑧介護保険サービス利用の給付管理を行う。
- ⑨地域の方からの総合相談に応じる。（地域貢献事業）

4. 【 事 業 理 念 】

利用者に満足のいくサービスを提供するためにサービス従業者は、法人の基本理念である明朗（笑顔を忘れず）・協調（心を合わせて）・活発（生き生きと励む）を基に、利用者との自立支援に向けたサービス従業者の専門性、技術はもちろんの事、人格、人柄

が最も重要だと考えます。又、各行政機関及び地域との連携を行い地域貢献、利用者人権擁護、虐待防止のための必要な体制整備に努め、利用者に安心して利用できる事業を展開します。

5. 【 諸 会 議 】

- ①全体職務会
- ②責任者会議
- ③法人内連携機関との個別支援会議
- ④地域・サービス事業所・行政機関とのサービス担当者会議
- ⑤地域包括支援センター主催の自立支援地域ケア会議・個別地域ケア会議
- ⑥近隣地域（普天間・宜野湾地区居宅介護支援事業所）との合同による研修事例検討会議
- ⑦週1回定期的な事業所内会議の開催による情報共有及び伝達会議

6. 【 研 修 】

介護支援専門員のスキルアップを図る為に諸研修の参加をする。

- ① 県・市町村主催の各種研修会
- ② 沖縄県介護支援専門員協会主催のスキルアップ・更新・フォローアップ研修会
- ③ 沖縄県介護支援専門員協会宜野湾支部主催の定期研修会
- ④ 宜野湾市地域包括センター主催の研修会
- ⑤ 県医師会主催の研修会